

修習給付金案内

(第77期)

【留意事項】

- ① この冊子には、修習給付金に関する必要な情報をまとめているので、必ずお読みください。
- ② 各届出は、期限までに届け出てください。
期限後に届出された場合、原則として、修習給付金を支給することはできません。
- ③ 住居給付金・移転給付金ともに、司法研修所事務局が別途指示する電磁的方法によって入力、送信する方法による届出（以下「電子届出」という。）が認められております。
原則、電子届出とし、やむを得ず郵送する場合は郵便追跡サービスを利用できる郵便物（簡易書留・特定記録郵便・レターパック等）で提出してください。
普通郵便で送付した際の郵便事故や到達遅延には原則対応出来ませんのでご注意ください。

届出確認スケジュール

このスケジュールは、該当者の多い届出時期ごとに必要な届出等や期限について、参考としてまとめたものです。

必ずしも全員に該当するものではありませんので、各自で該当の頁を確認の上、間違いのないようにしてください。

なお、期限後に届出された場合、原則として、修習給付金を支給することはできません。

年	月	種類	届出対象者	必要な届出等	届出期限	届出先
令和5年	11月	基本給付	※ 振込口座については、採用選考申込者情報入力フォームの入力時に司法研修所へ電子届出済みであり、今後、振込口座の変更を希望する場合を除き、採用決定後に改めて振込口座届出書を提出する必要はありません。			
令和6年	3月	住居給付	3月21日(木)に要件を具備している者	住居届(新規)、賃貸借契約書(写)	3月28日(木)	総務課人事係
		移転給付	導入修習の開始に伴い転居した者	移転届	3月28日(木)	経理課経理係
	4月	住居給付	4月12日(金)～4月15日(月)の間に要件を具備した者	住居届(新規)、賃貸借契約書(写)	4月23日(火)	総務課人事係
		移転給付	分野別実務修習の開始に伴い転居した者	移転届	4月23日(火)	経理課経理係
	11月	移転給付	集合修習(A班)の開始に伴い転居した者	移転届	12月2日(月)	経理課経理係
	令和7年	1月	住居給付	1月10日(金)～1月13日(月)の間に要件を具備した者(A班のみ)	住居届(新規)、賃貸借契約書(写)	1月21日(火)
移転給付			選択型実務修習(A班)の開始に伴い転居した者	移転届	1月21日(火)	経理課経理係
移転給付			集合修習(B班)の開始に伴い転居した者	移転届	1月22日(水)	経理課経理係

●住居給付金(住居届)について

※ 上記に記載した時期以外で、要件を具備(又は喪失、変更)した場合の住居届等の届出については、次のとおりです。

- ・ 住居届(新規)の届出期限は、要件を具備した日から7日以内(初日不算入)です。
- ・ 住居届(喪失及び変更)は、当該事実が生じた後に速やかに届出してください。

●移転給付金(移転届)について

※ それぞれの修習の開始に伴い転居(司法研修所の寮への入寮、退寮も含む。)をした際は、移転届を届け出てください。

※ 移転届の届出期限は、移転を伴う各修習開始の日から起算して7日以内(初日不算入)です。

※ 移転給付要件を具備した者は、移転届により移転の実情を速やかに届け出る必要があります。

●届出期限について

※ 届出期限につき、7日目が裁判所の休日に当たる場合は、裁判所の休日の翌日まで(裁判所の休日に関する法律2条)に届け出てください。

届出先（問合せ先）

基本 給付	住居 給付	司法研修所 総務課人事係（本館5階） ☎048-235-8971（直通）	（郵送する場合）※原則は電子届出です。 〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号 ※ <u>封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。</u>
口座 届出	移転 給付	司法研修所 経理課経理係（本館1階） ☎048-235-8973（直通）	

●問合せについて

本案内（20頁以下の「よくある質問」の部分も含めて）を十分にお読みください。それでも疑義が生じる場合には、届出先（問合せ先）に確認してください（問合せの際は、組、番号及び氏名を伝えてください。）。

【受付時間】

午前8時30分から午後5時まで

※ 土日祝日を除きます。

目 次

各届出に関する注意・連絡事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
修習給付金とは（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・	2
支給日等一覧表（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・	3
基本給付金・・・・・・・・・・・・・・・・	4
◎ 支給額・・・・・・・・・・・・・・・・	4
◎ 振込口座届出書に関する注意・連絡事項・・・・・・・・	4
◎ 振込口座として指定できる金融機関・・・・・・・・	5
住居給付金・・・・・・・・・・・・・・・・	6
◎ 支給要件・・・・・・・・・・・・・・・・	6
◎ 支給額・・・・・・・・・・・・・・・・	6
◎ 届出・・・・・・・・・・・・・・・・	7
◎ 支給の始期・・・・・・・・・・・・・・・・	8
◎ 支給の終期・・・・・・・・・・・・・・・・	10
◎ 事後の確認・・・・・・・・・・・・・・・・	10
◎ 標準的な届出事例（類型別）・・・・・・・・	11
移転給付金・・・・・・・・・・・・・・・・	16
◎ 支給要件・・・・・・・・・・・・・・・・	16
◎ 路程及び支給額・・・・・・・・・・・・・・・・	16
◎ 届出・・・・・・・・・・・・・・・・	17
所得税等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・	18
◎ 所得税・住民税・・・・・・・・・・・・・・・・	18
◎ 健康保険・・・・・・・・・・・・・・・・	18
◎ 年金・・・・・・・・・・・・・・・・	18
◎ その他・・・・・・・・・・・・・・・・	19
よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・	20
◎ 住居給付金・・・・・・・・・・・・・・・・	20
◎ 移転給付金・・・・・・・・・・・・・・・・	23
◎ その他・・・・・・・・・・・・・・・・	25
届出書類の様式・記載例・・・・・・・・・・・・・・・・	26
◎ 振込口座届出書（様式）・・・・・・・・	26
◎ 住居届（様式、記載例）・・・・・・・・	27
◎ 移転届（様式、記載例）・・・・・・・・	33

（資料）

裁判所法（抄）

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

（法令の略称）

法：裁判所法

規則：司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

各届出に関する注意・連絡事項

- 1 原則、電子届出とし、やむを得ず郵送する場合は郵便追跡サービスを利用できる郵便物（簡易書留・特定記録郵便・レターパック等）で提出してください。
- 2 届出の入力や記載に当たっては、入力欄の説明文や記載例をよく読んで、正確に入力や記載をしてください。
- 3 届出書を紙で提出する場合は、黒のペン又はボールペン（インクが容易に消せるものを除く）を用いて、漏れなくかい書で丁寧に記載してください。
- 4 紙に記載した事項を訂正する場合は、誤って記載した事項を二重線「＝」で抹消の上、抹消した部分の上部に正しい事項を記載してください（修正液又は修正テープ等は使用不可）。
- 5 修習給付金の支給方法については、届出（採用選考申込者情報入力フォームの振込口座フォームへの入力による届出又は振込口座届出書による届出）がされた指定口座への振込に限ります（現金払不可）。
- 6 疎明資料の提出遅滞などにより、支給日（3頁参照）に受給できないことがあります。
- 7 届出期限を徒過すると、原則として、住居給付金及び移転給付金を受給できませんので、届出に遺漏のないよう十分に注意してください。
- 8 必要な届出を怠り、又は事実と異なる届出をしたことにより、不正受給等が生じた場合には、非違行為として罷免、修習の停止又は戒告の処分や注意の措置を受けることがあります。
- 9 紙で提出する場合の届出書の様式は、最高裁判所ウェブサイト及び司法修習生用ポータルサイト（同サイトの運用開始後に限る。）にも掲載されていますので、各自ダウンロードして利用してください。
- 10 届出に不備があった場合等、担当者から確認又は指示の連絡をすることがありますので、各届出の連絡先には、日中確実に連絡可能な電話番号（携帯電話等）を入力・記載してください。
- 11 電子届出については、司法修習のため修習生が利用することとなるマイクロソフト365アプリを利用することを想定しておりますが、具体的な方法については後日周知する予定です。

修習給付金とは（概要）

法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要があることから、裁判所法の一部が改正され（平成29年法律第23号）、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則が制定されました。

○修習給付金の種類等（法第67条の2第1項、第2項）

司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間（以下「通常修習期間」という。）、修習給付金（基本給付金・住居給付金・移転給付金）を支給します。

○基本給付金（法第67条の2第3項、規則第1条、第2条）

給付期間ごとに13万5,000円を支給します。

なお、通常修習期間の末日の属する給付期間（第13回）及び次の期間を含む給付期間については、日割りによって計算した額を支給します。

- ① 司法修習生としての身分を保有しない期間
- ② 修習停止期間

○住居給付金（法第67条の2第4項、規則第4条、第5条）

自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている場合で、最高裁判所の定める様式により届出が行われた場合に、給付期間ごとに3万5,000円を支給します。

なお、通常修習期間の末日の属する給付期間（第13回）及び次の期間を含む給付期間については、日割りによって計算した額を支給します。

- ① 司法修習生としての身分を保有しない期間
- ② 修習停止期間
- ③ 司法研修所において修習（導入修習、集合修習）をするために住所又は居所の移転をした司法修習生が最高裁判所が設けた寮、自宅等に居住した期間
- ④ ③に準ずる期間として最高裁判所が定める期間

○移転給付金（法第67条の2第5項、規則第10条、第11条）

修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合で、最高裁判所の定める様式により届出が行われた場合に、最高裁判所の定める路程に応じた定額を支給します。

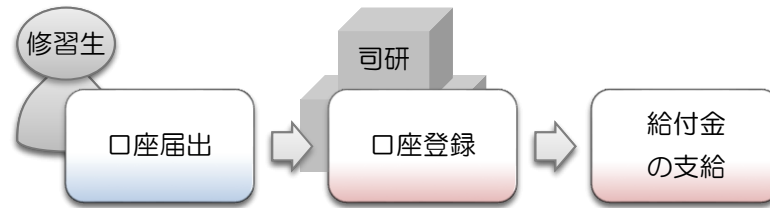
支給日等一覧表（予定）

	給付期間	支給日	
		<u>基本給付金</u>	<u>住居給付金</u>
第1回	令和6年3月21日～4月20日	令和6年4月15日	令和6年5月15日
第2回	4月21日～5月20日	5月15日	6月17日
第3回	5月21日～6月20日	6月17日	7月16日
第4回	6月21日～7月20日	7月16日	8月15日
第5回	7月21日～8月20日	8月15日	9月17日
第6回	8月21日～9月20日	9月17日	10月15日
第7回	9月21日～10月20日	10月15日	11月15日
第8回	10月21日～11月20日	11月15日	12月16日
第9回	11月21日～12月20日	12月16日	令和7年1月15日
第10回	12月21日～令和7年1月20日	令和7年1月15日	2月17日
第11回	1月21日～2月20日	2月17日	3月17日
第12回	2月21日～3月20日	3月17日	4月15日
第13回	3月21日～修習終了日 ※	4月15日	5月15日

<u>移転給付金</u>	支給すべきことを認定した日以後に到来する上記の支給日 ※ 事務処理の都合上、直近の支給日に支給されない場合があります。
--------------	--

※ 修習終了日については、別途、集合修習開始前にお知らせする予定です。

基本給付金



※ 住居給付金又は移転給付金の支給には、別途、住居届又は移転届の届出が必要です。

届出対象者	届出書類	届出期限（必着）	届出先
※ 振込口座については、採用選考者情報入力フォームの入力時に司法研修所へ電子届出済みであり、今後、振込口座の変更を希望する場合を除き、採用決定後に改めて振込口座届出書を提出する必要はありません。 なお、振込口座の変更を希望する場合は、以下の注意・連絡事項を参照してください。			

◎支給額

一の給付期間につき、13万5,000円（規則2条1項）

ただし、通常修習期間の末日の属する給付期間等については、日割りによって計算されます。（規則2条1項ただし書、2項）

◎振込口座届出書に関する注意・連絡事項

- 修習給付金（基本給付金、住居給付金及び移転給付金）は、届出された司法修習生本人名義の口座に振り込む方法により支給します。
今後、振込口座の変更を希望する場合は、振込口座届出書（26頁）に、本人名義の口座（旧姓及び通称の口座は不可）を記載し、氏名のフリガナは金融機関に届け出たフリガナを記載した上で、(2)頁の口座届出先に提出してください。
- 複数の口座を指定することはできません。
- 振込を確実に行う必要があることから、やむを得ない事情がある場合を除き、振込口座の変更は控えてください。
なお、改姓、銀行の統廃合など、届出内容に変更が生じる場合には、振込口座の名義等を変更する前に必ず経理課経理係に連絡してください。
- ゆうちょ銀行の通帳には、「記号・番号」と「店番・口座番号」の2種類が記載されていますが、「記号・番号」（5桁・8桁）を記載してください。
- 振込口座届出書により提供を受けた個人情報については、修習給付金の支給に関する事務を実施する目的のため、当該事務の委託を受けた者に提供することがあります。

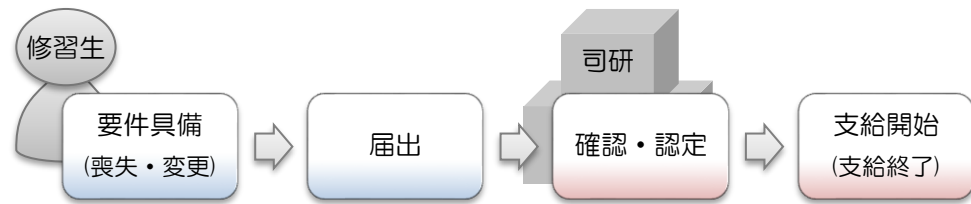
◎振込口座として指定できる金融機関

振込口座として指定できる金融機関は、日本国内の都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行、信託銀行、信用組合、農業協同組合等です。

なお、次の金融機関には振込はできません。 ※ 令和5年10月3日現在

大和ネクスト銀行	ユバフーアラブ・フランス連合銀行
ニューヨークメロン信託銀行	D B S 銀行
スタンダードチャータード銀行	コメルツ銀行
パークレイズ銀行	ウリィ銀行
クレディ・アグリコル銀行	オーストラリア・コモンウェルス銀行
兆豊国際商業銀行	ステート・ストリート銀行
バンクネガラインドネシア	
オーバーシー・チャイニーズ銀行	

住居給付金



◎支給要件

住居給付金の支給対象者は、次の①～③の要件（住居給付要件）をすべて満たし、所定の様式（住居届）により居住の実情を届け出た者です。（法67条の2第4項、規則5条）

自ら

① 居住するため

※ 賃貸借契約期間の始期を迎えているだけでなく、現に当該住宅に居住している必要があります。

② 住宅（貸間を含む。）を借り受け

③ 家賃（使用料を含む。）を支払っている

※ フリーレント（家賃免除）期間はこの要件を満たしているとは言えません。

※ 電気、ガス、水道等の料金や住宅ローンの返済金は家賃ではありません。

ただし、次に掲げる住宅の全部又は一部を司法修習生が借り受けて当該住宅に居住している場合、住居給付金は支給されません。（法67条の2第4項、規則4条1項）

➤ 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

➤ 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

※ 配偶者には、婚姻の届出をしておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下、これらの住宅を「**配偶者等住宅**」といいます。

◎支給額

一の給付期間につき、3万5,000円（規則4条2項）

ただし、次に掲げる給付期間等については、日割りによって計算されます。（規則4条2項ただし書、3項）

➤ 支給日等一覧表（予定）（3頁）第13回

➤ 規則4条3項各号に掲げる期間を含む給付期間
（ex. 司法研修所の寮に居住した期間）

◎届出

区分	届出対象者	必要書類等	届出期限	届出先
新規	住居給付要件を具備した者	・住居届（新規） ・賃貸借契約書全頁（写）	要件を具備した 日から <u>7日以内</u> （初日不算入）	総務課 人事係
喪失	住居給付要件を喪失した者	・住居届（喪失）	事実が生じたら <u>速やかに</u>	
変更	居住の実情に変更が生じた者 ※ 新規及び喪失の場合を除く。	・住居届（変更） ・賃貸借契約書全頁（写）		

住居給付要件を具備（又は喪失、変更）した者は、居住の実情を速やかに届け出る必要があります。（規則5条）

ただし、新規の区分に該当する者は、後述のとおり届出日が支給の始期に影響しますので、**必ず要件を具備した日から7日以内（初日不算入）に届け出てください。**

原則、電子届出とし、やむを得ず郵送する場合は、郵便追跡サービスを利用できる郵便物（簡易書留・特定記録郵便・レターパック等）で提出してください。

（注）（1）これらの届出は、平成29年11月1日付け司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」第4に定める身上等に関する届出や経理課経理係が担当する「移転届」とは別の届出ですので、届出漏れのないように注意してください。

（2）住居届の届出日が支給の始期に影響するため、賃貸借契約書が整わず期限内に提出できない場合は、先に住居届のみを期限内に届け出てください。その場合、賃貸借契約書全頁は整い次第、速やかに入力済の届出フォームに添付して提出してください。

（3）賃貸借契約書は、抜粋ではなく、約款、特約の部分を含めた**全頁の写しを提出**してください。

※ 賃貸借契約書が作成されていない場合には、「賃貸借契約証明書」及び「ご自身が家賃を負担していることを証する資料（例：通帳の写しや領収書等）」が必要となります。

同証明書の様式は、修習生用ポータルサイトからダウンロードできます。同証明書を賃貸人に記入してもらい、賃貸借契約書の代わりに添付して提出してください（通帳の写しや領収書等も添付してください）。

（4）認定の際に疑義が生じた場合には、必要書類等に掲げるものの他に、別途疎明資料の提出を求めることがあります。

（5）住居給付金の支給を受けている者が、転居等により支給対象となっている住宅に居住しなくなった場合は、対象住宅の賃貸借契約が継続していたとしても、原則として住居給付要件を喪失するので、「喪失」の届出が必要となります（転居先が別の賃貸住宅である場合は、「変更」の届出が必要となります。）。

ただし、集合修習の期間については、その間に対象住宅の賃貸借契約を継続し（家賃等の支払を含む。）、かつ、集合修習の終了後に対象住宅に戻って居住する場合に限り、①**司法研修所の寮**に入寮する者は、例外的に**届出不要**となり、②**自宅や実家、配偶者の所有する住宅等**に居住する者は、「変更」の届出をすることになります。なお、これらの期間は住居給付金の支給対象にはなりません。

詳細は、標準的な届出事例（類型別）の類型B（12頁）及び類型C（13頁）を参照してください。

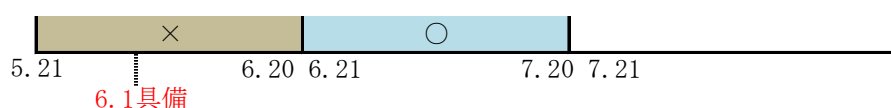
◎支給の始期

原則

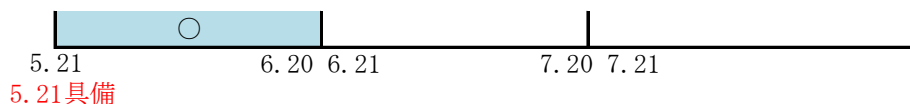
要件具備日の属する給付期間の次の給付期間（要件具備日が給付期間の初日であるときは、要件具備日の属する給付期間）から支給を開始します。（規則7条1項）

【事例】

- a 要件具備日が R6.6.1 の場合 ⇒ 要件具備日の属する給付期間の次の給付期間である第4回（R6.6.21～R6.7.20）から支給される。



- b 要件具備日が R6.5.21 の場合 ⇒ 要件具備日が給付期間の初日であるため、要件具備日の属する給付期間である第3回（R6.5.21～R6.6.20）から支給される。



注意

要件具備日から7日を経過した後に届出がされたときは、その届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間）から開始します。（規則7条1項ただし書）

【事例】

- 要件具備日が R6.6.14 で、同日から7日を経過した後の日である R6.6.22 に届出がされた場合 ⇒ 届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間である第5回（R6.7.21～R6.8.20）から支給される。

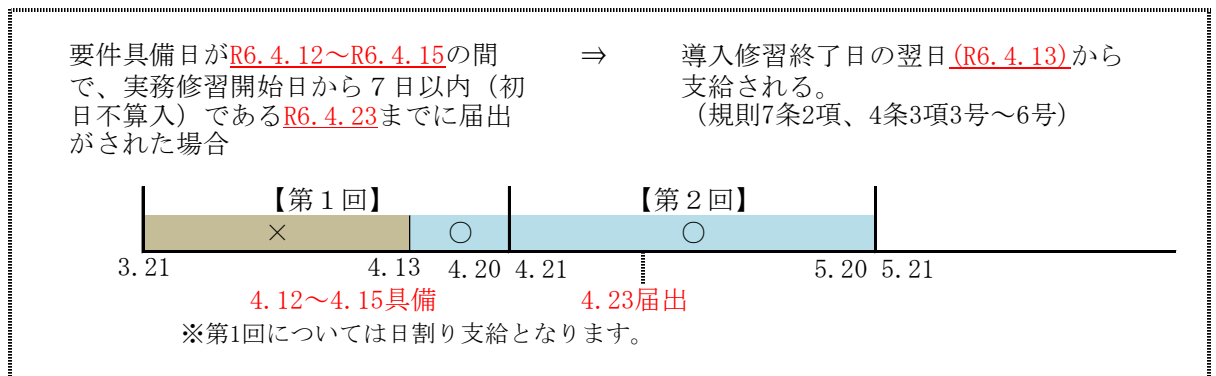


このような事態を避けるため、必ず要件を具備した日から7日以内（初日不算入）に届け出てください。

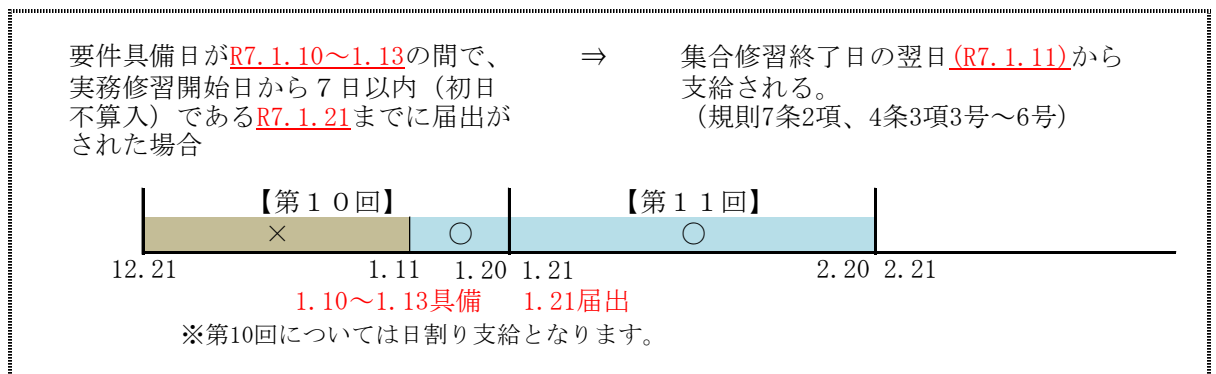
特 例

分野別実務修習又は選択型実務修習（**A班のみ**）の開始に伴い実務修習開始日の前日までに新たに要件を具備し、かつ、実務修習開始日から7日以内（初日不算入）に届出をしたときは、実務修習開始日の属する給付期間から住居給付金の支給を開始します。（規則7条2項）

第77期分野別実務修習の開始日は令和6年4月16日（火）（予定）であり、特例は次のとおりです。



第77期選択型実務修習（**A班**）の開始日は 令和7年1月14日（火）（予定） であり、特例は次のとおりです。



◎支給の終期

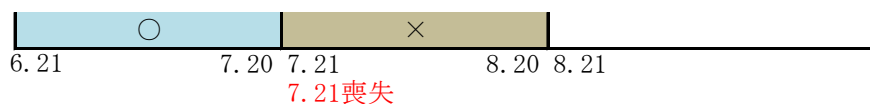
住居給付金の支給は、要件を欠くに至った日の属する給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間の前の給付期間）をもって終わります。（規則7条1項）

【事例】

- a 要件喪失日が R6. 7. 23 の場合 ⇒ 要件喪失日の属する給付期間である第5回（R6. 7. 21～R6. 8. 20）まで支給される。



- b 要件喪失日が R6. 7. 21 の場合 ⇒ 要件喪失日が給付期間の初日であるため、要件喪失日の属する給付期間の前の給付期間である第4回（R6. 6. 21～R6. 7. 20）まで支給される。



◎事後の確認

現に住居給付金の支給を受けている者が住居給付要件を具備しているかどうか、確認する場合があります。（規則9条）

◎標準的な届出事例(類型別)

〈注意〉第77期A班の修習日程(予定)を基に説明しています。

〈凡例〉賃貸住宅：住居給付要件の具備(法67条の2第4項)

寮：司法研修所の寮(規則4条3項3号)

自宅等：司法修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅
(規則4条3項4号、5号)

【類型A】

賃貸住宅に居住し、修習を終えるまで転居しない者

	R6						R7	
	3/21	4/13	4/16	11/21	11/25	1/11	1/14	
日程	導入修習	移動日	分野別実務修習	移動日	集合修習	移動日	選択型修習等	
住居	賃貸住宅							
	↑ 届出(新規)							
支給								○(3/21～)

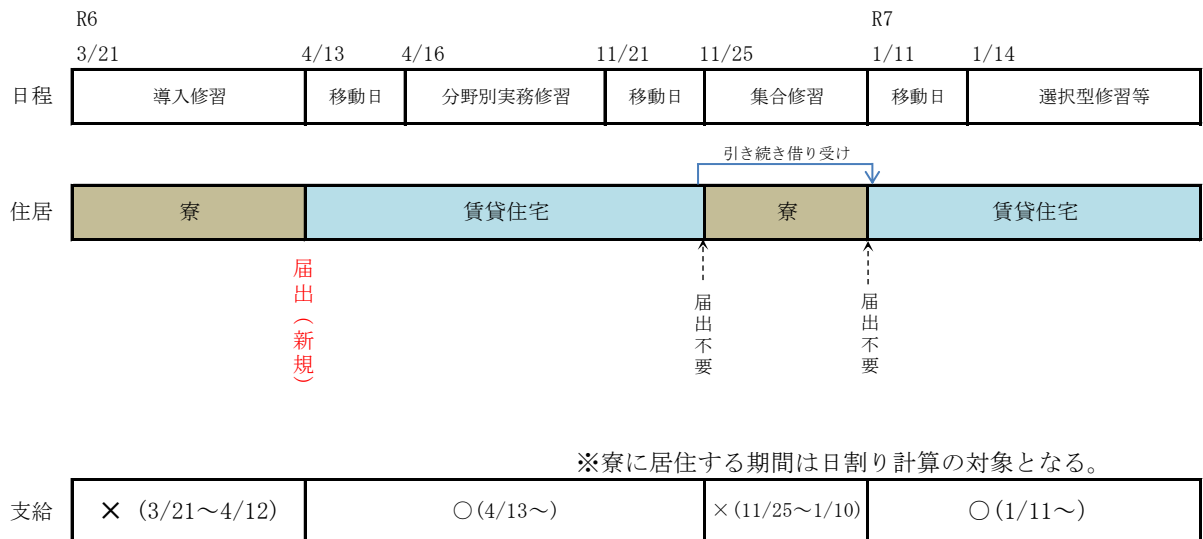
届出【住居届(新規)】

令和6年3月21日(木)に要件を具備している者は、令和6年3月28日(木)までに届け出てください。3月29日(金)以降に届け出た場合、第1回(3月21日～4月20日)にかかる住居給付金は支給されません。

支給の始期の詳細については、8頁を参照してください。

【類型B】

導入修習及び集合修習の期間については司法研修所の寮を利用し、分野別及び選択型実務修習の期間については賃貸住宅に居住する者



導入修習中及び集合修習中、司法研修所の寮に居住する場合は、実務修習地等に住宅を借り受けていても、入寮期間中は住居給付金は支給されません。(規則4条3項3号)

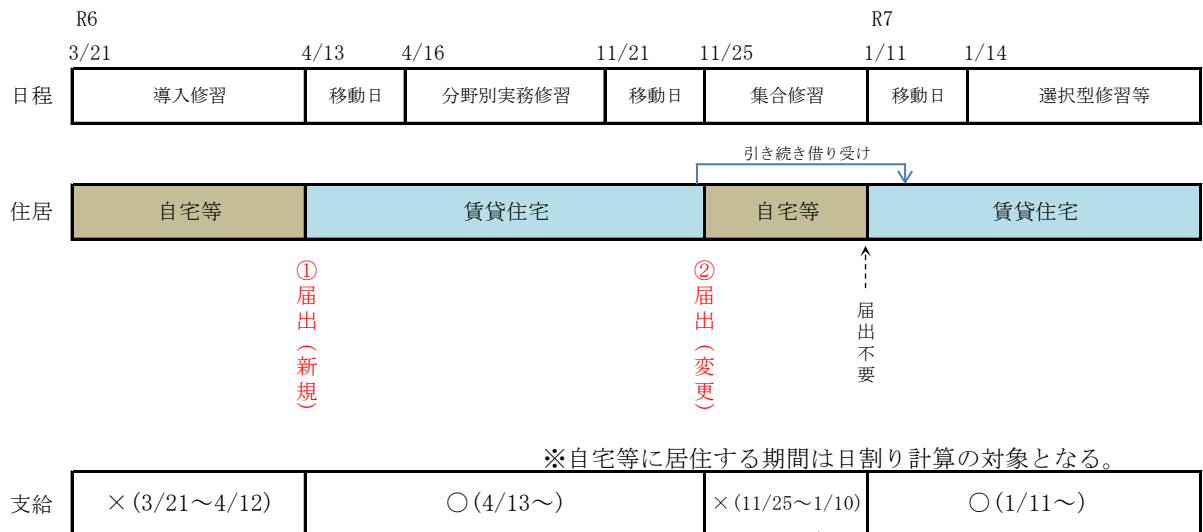
届出【住居届(新規)】

分野別実務修習の開始に伴い、令和6年4月12日(金)から同年4月15日(月)(分野別実務修習開始日の前日)までの間に新たに要件を具備した場合は、令和6年4月23日(火)までに届け出てください。

4月24日(水)以降に届け出た場合、第3回(5月21日～6月20日)以降からの支給となります。詳細については、**9頁**を参照してください。

【類型C】

導入修習及び集合修習の期間については司法修習生が所有する住宅、実家等無償で居住することができる住宅（以下「無償住宅」という。）又は配偶者等住宅を利用し、分野別及び選択型の実務修習の期間については賃貸住宅に居住する者



導入修習中及び集合修習中、司法修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅に居住する場合は、実務修習地等に住宅を借り受けていても、住居給付金は支給されません。（規則4条3項4号から6号）

①届出【住居届（新規）】

分野別実務修習の開始に伴い、令和6年4月12日（金）から同年4月15日（月）（分野別実務修習開始日の前日）までの間に新たに要件を具備した場合は、令和6年4月23日（火）までに届け出てください。

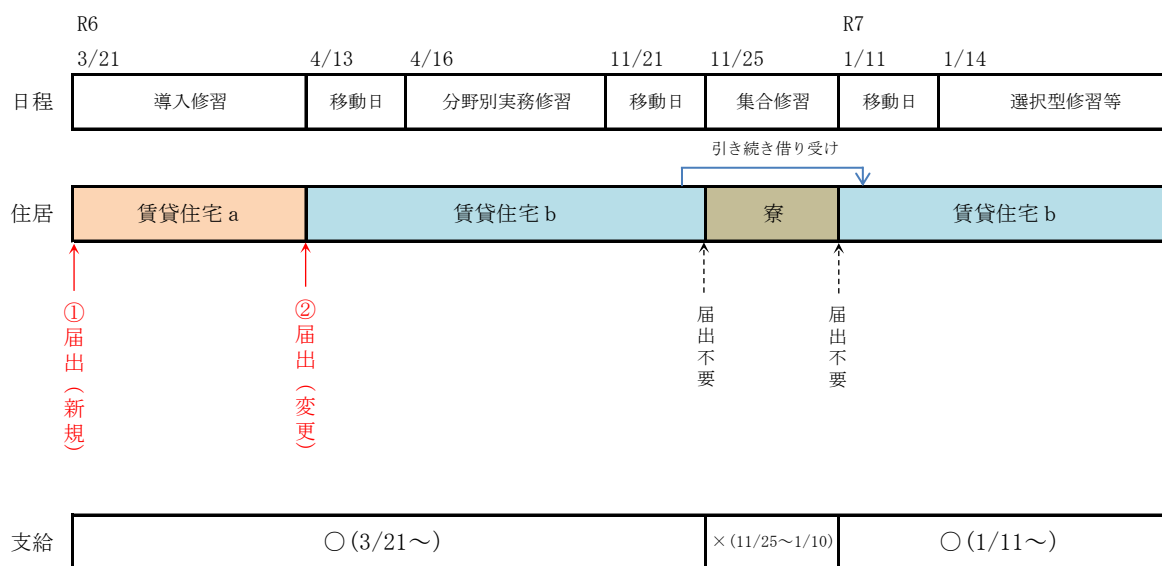
4月24日（水）以降に届け出た場合、第3回（5月21日～6月20日）以降からの支給となります。詳細については、9頁を参照してください。

②届出【住居届（変更）】

居住の実情に変更が生じた日以降、速やかに届け出てください。

【類型D】

賃貸住宅に居住し、分野別実務修習の際に新たな賃貸住宅に転居し、集合修習の期間については司法研修所の寮を利用する者



①届出【住居届（新規）】

令和6年3月21日（木）に要件を具備している者は、令和6年3月28日（木）までに届け出てください。3月29日（金）以降に届け出た場合、第1回（3月21日～4月20日）にかかる住居給付金は支給されません。
支給の始期の詳細については、8頁を参照してください。

②届出【住居届（変更）】

居住の実情に変更が生じた日以降、速やかに届け出てください。

【類型E】

賃貸住宅に居住し、分野別実務修習の際に司法修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅に転居し、集合修習の期間については司法研修所の寮を利用する者

	R6						R7	
	3/21	4/13	4/16	11/21	11/25	1/11	1/14	
日程	導入修習	移動日	分野別実務修習	移動日	集合修習	移動日	選択型修習等	
住居	賃貸住宅	自宅等			寮	自宅等		
	↑ ①届出 (新規)	↑ ②届出 (喪失)			↑ 届出不要	↑ 届出不要		
支給	○(3/21～4/20)			×(4/21～)				

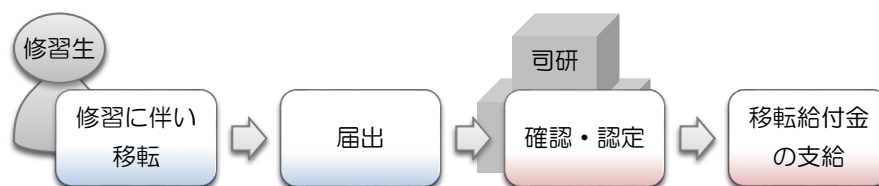
①届出【住居届（新規）】

令和6年3月21日（木）に要件を具備している者は、令和6年3月28日（木）までに届け出てください。3月29日（金）以降に届け出た場合、第1回（3月21日～4月20日）にかかる住居給付金は支給されません。
支給の始期の詳細については、8頁を参照してください。

②届出【住居届（喪失）】

要件喪失日以後、速やかに届け出て下さい。

移転給付金



◎支給要件

移転給付金の支給対象者は、修習に伴い住所又は居所を移転する必要があると認められ、かつ、現に移転（移転給付要件を具備）し、所定の様式（移転届）により移転の実情を届け出た者です。（法６７条の２第５項、規則１１条）

なお、移転には原則として、司法研修所の寮への入寮、退寮も含まれます。

修習に伴い移転する必要があると認められることが必要ですので、すべての移転が対象となる訳ではありません。次のような移転などは支給の対象となりませんので、該当するおそれがある場合には、事前に経理課経理係に問い合わせてください。

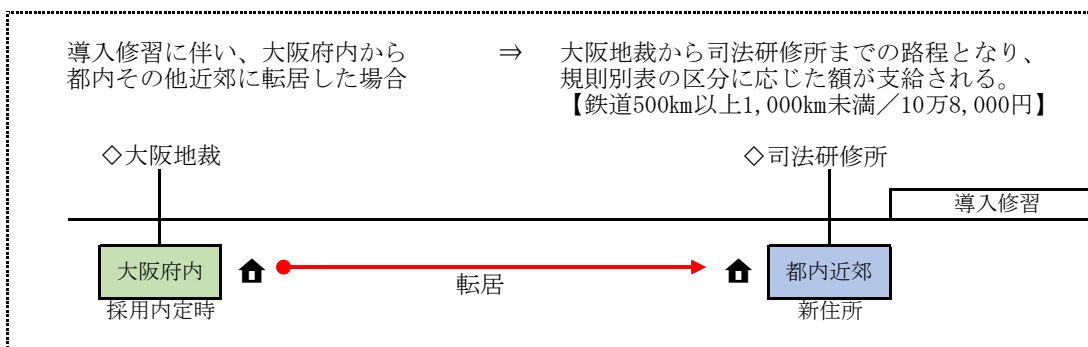
- ・ 司法研修所又は実務修習地の地裁から遠ざかる移転
- ・ 司法研修所又は実務修習地の地裁の在勤地内での移転
※在勤地内の詳細については、23頁の６「支給要件」を参照してください。
- ・ 同一地域内（東京都特別区内、同一市町村内）での移転

◎路程及び支給額

次の路程に応じた規則別表（資料参照）の定額による額が支給されます。（規則１０条）

対象となる移転	路程
導入修習に伴う移転	採用内定時における住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所（支部を除く。） から 司法研修所
分野別実務修習に伴う移転	司法研修所 から 実務修習地の地方裁判所（支部を除く。）
集合修習に伴う移転	実務修習地の地方裁判所（支部を除く。） から 司法研修所
選択型実務修習に伴う移転（Ａ班のみ）	司法研修所 から 実務修習地の地方裁判所（支部を除く。）

【事例】



◎届出

届出対象者	届出書類	届出期限	届出先
移転給付要件を具備した者	移転届	移転をする原因となった修習の開始の日から起算して <u>7日以内</u> （初日不算入）	経理課 経理係

移転給付要件を具備した者は、移転届により移転の実情を速やかに届け出る必要があります。（規則 11 条）

（注）(1) 移転届に賃貸借契約書（写）等の証明書類の添付は不要です。ただし、認定の際に疑義が生じた場合には、別途疎明資料の提出を求めることがあります。

(2) 住所又は居所の移転をする原因となった修習の開始の日（やむを得ず同日後に移転をした場合は、当該移転をした日）から 7 日（初日不算入）を経過した後に届出がされたときは、移転給付金が支給されません。（規則 12 条ただし書）

したがって、必ず修習開始日から起算して 7 日以内（初日不算入）に届け出てください。

(3) 原則、電子届出とし、やむを得ず郵送する場合は、郵便追跡サービスを利用できる郵便（簡易書留・特定記録郵便・レターパック等）で提出してください。

※ 郵送の場合の届出期限は、司法研修所に到着した日で判断されます。配達にかかる日数に注意し、余裕をもって発送してください。

(4) 修習の開始日及び移転届の届出期限は、次のとおりです。

年	修習区分	修習開始日	届出期限（必着）
令和 6 年	導入修習	3 月 2 1 日（木）	3 月 2 8 日（木）
	分野別実務修習	4 月 1 6 日（火）	4 月 2 3 日（火）
	集合修習（A 班）	1 1 月 2 5 日（月）	1 2 月 2 日（月）
令和 7 年	選択型実務修習（A 班のみ）	1 月 1 4 日（火）	1 月 2 1 日（火）
	集合修習（B 班）	1 月 1 5 日（水）	1 月 2 2 日（水）

※修習開始日が自由研究日であっても、移転届の届出期限は変わりません。

所得税等の取扱い

修習給付金の支給に伴い、所得税・住民税及び社会保険に関する手続が必要となる場合がありますので、遺漏のないように留意してください。

個々の司法修習生の事情によって、具体的な手続の要否、時期や方法等が異なります。手続の詳細や不明な点については、住居地を管轄する税務署等関係機関に問い合わせたり、各健康保険組合や住居地を管轄する市区町村のウェブサイトを参照するなどして確認を怠らないようにしてください（司法研修所及び実務庁会においては、問合せに答えることはできません。）。

◎所得税・住民税

修習給付金のうち基本給付金及び住居給付金は、所得税法上の「雑所得」に該当するため、確定申告の対象となります（移転給付金は、確定申告の対象外）。

詳細は、税務署に問い合わせるなどして確認してください。

（注）（1）源泉徴収は行われません。

（2）必要経費として控除することができる経費はありません。

また、基本給付金及び住居給付金は、所得税のほか、住民税の課税対象になります。

詳細は、各市区町村のウェブサイトを参照するなどして確認してください。

◎健康保険

現在、国民健康保険に加入している方は、採用後も同保険への加入を継続することになります。

他方、勤務先企業の健康保険組合等の被用者保険に加入している方や、ご家族が加入している保険制度（企業の健康保険組合等）の被扶養者として認定されている方については、国民健康保険への加入等の手続が必要となることがあります。

詳細は、健康保険組合や市区町村等に問い合わせるなどして確認してください。

◎年金

現在、第1号被保険者に該当する方は、採用後も資格の変更はありません。

他方、被用者年金制度（厚生年金等）の被保険者として第2号被保険者に該当している方や被扶養配偶者として第3号被保険者に該当している方は、原則として第1号被保険者への変更が必要となります。

詳細は、年金事務所や勤務先等に問い合わせるなどして確認してください。

（参考）国民年金法7条1項（被保険者の資格）（抄）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（以下「第1号被保険者」という。）
- 二 厚生年金保険の被保険者（以下「第2号被保険者」という。）
- 三 第2号被保険者の配偶者であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（以下「第3号被保険者」という。）

◎その他

(1) 扶養控除について（現在、親族等に扶養されている場合）

親族等に扶養され（扶養する親族等を、以下「扶養者」という。）、所得税法上、扶養者の控除対象配偶者や控除対象扶養親族等となっている場合、原則として控除対象から外れることになります。そのため、扶養親族等を変更する扶養控除等（異動）申告書を扶養者の勤務先に提出する（扶養者が給与所得者の場合）等の手続が必要になります。

詳細は、扶養者の勤務先等に問い合わせるなどして確認してください。

(2) 支払通知書等の発行について

修習給付金の支給については、司法修習生に対し個別の支払通知書等は発行しません。各種手続に必要な場合には、最高裁判所ウェブサイトに掲載されている交付日一覧や振込を受けた金融機関の預貯金通帳等を利用してください。

よくある質問

※この「よくある質問」は、電子届出を前提として記載しています。

◎住居給付金

1	届出期限	Q	住居届の届出が期限に間に合ったかどうかは、どのように判断されるのですか。
		A1	電子届出の場合、司法研修所事務局が指示する届出入力フォームに入力し、送信が完了した日時で判断されます。
		A2	やむを得ず郵送する場合は、 <u>消印ではなく、司法研修所に到着した日で判断されます。</u> 配達にかかる日数に注意し、余裕をもって発送してください。
2	届出期限	Q	第1回の給付期間から住居給付金を受給するためには、いつまでにどのような手続きをしたらよいですか。
		A	令和6年3月21日（木）に住居給付要件を具備した上で、 同年3月28日（木）まで に、賃貸借契約書全頁を添付し、「住居届（新規）」を届け出てください。 なお、同年3月21日以前から賃貸住宅へ居住している場合、電子届出受付開始以降であれば3月21日以前に届出していただいても構いません。
3	事前届出	Q	次の修習開始に伴う転居分の住居届を事前に届出しておきたいのですが、可能ですか。
		A	原則認められませんが、賃貸住宅への居住以外の住居給付要件を具備している場合は、事前届出が認められます。ただし、その場合は、居住を開始した日を後日確認させていただきます。
4	入居日	Q	「住居届（新規）」の「賃貸住宅への入居日」には、いつの日付を入力すればよいですか。
		A	当該賃貸住宅につき生活の本拠として居住を開始した日を入力してください。
5	賃貸借契約書	Q	住居給付要件を具備しましたが賃貸借契約書が手元に届いていないため、住居届を期限までに届出することができそうにありません。どうすればよいですか。
		A	住居届のみを期限内に先に届け出し、賃貸借契約書全頁は手元に届き次第、速やかに入力済の届出入力フォームに添付して提出してください。 なお、必要書類が整った後に住居給付要件の確認及び認定を行いますので、当該書類が提出される時期によっては直近の支給日には支給されず、翌支給日以降に、複数回分がまとめて支給される場合があります。
6	賃貸借契約書	Q	賃借している住宅は、身内が所有するものであるため、賃貸借契約書を作成していません。どうすればよいですか。
		A	賃貸借契約書に代わるものとして、「賃貸借契約証明書」及び「ご自身が家賃を負担していることを証する資料（例：通帳の写しや領収書等）」が必要となります。 同証明書の様式は、修習生用ポータルサイトからダウンロードできます。同証明書を賃貸人に記入してもらい、賃貸借契約書の代わりに届出入力フォームに添付して申請してください（通帳の写しや領収書等も添付してください）。

7	要件具備日	Q	住居届（新規）の届出期限が「要件を具備した日から7日以内（初日不算入）」とありますが、「要件を具備した日」とは具体的にいつのことですか。
		A	①賃貸住宅への入居日（生活の本拠とした日）及び②家賃支払の対象となる賃貸借契約期間の始期（フリーレント（家賃免除）期間を除いた契約期間の初日）のうち、後に到来した日のことです（ただし、この日が採用日前の場合は採用日が「要件を具備した日」となります。）。 ※ 司法修習生名義で借り受け、司法修習生自身が家賃を支払っていることを前提としています。
8	支給の始期（特例）	Q	分野別実務修習の開始に伴い転居し、令和6年4月14日（日）に住居給付要件を具備しましたが、住居届（新規）の届出日が、要件具備日から7日を超えた令和6年4月23日（火）となりました。 この場合、第2回の住居給付金は支給されないのですか。
		A	特例の適用がありますので、支給対象となります。 詳細は、9頁を参照してください。
9	支給の始期（特例）	Q	分野別実務修習の開始に伴い転居し、令和6年4月14日（日）に住居給付要件を具備しましたが、住居届（新規）の届出日が、分野別実務修習の開始日の翌日から起算して7日を超えた令和6年4月24日（水）となりました。 この場合、第2回の住居給付金は支給されないのですか。
		A	支給されません。 住居給付金の特例が適用されるためには、実務修習開始日から7日以内（初日不算入）に届出をする必要があります。 詳細は、9頁を参照してください。
10	フリーレント	Q	契約日からしばらく、フリーレント（家賃免除）となる期間がありますが、いつから住居給付金が支給されますか。
		A	住居給付要件（家賃の支払）が具備されるのは、フリーレント期間の末日の翌日です。で、当該具備日の属する給付期間の次の給付期間（要件具備日が給付期間の初日であるときは、要件具備日の属する給付期間）から支給を開始します。 ※契約書によって、フリーレント・家賃免除・割引等表記が違いますので、ご注意ください。
11	ウィークリーマンション等	Q	ウィークリーマンション、マンスリーマンション、ホテル等の宿泊施設に居住（滞在）した場合、住居給付金は支給されますか。
		A	賃借期間によっては支給される場合があります。 また、別途、疎明資料を提出していただくことがあります。 詳細は、司法研修所総務課人事係に問い合わせてください。
12	親名義	Q	現在、学生の時に親名義で借り受けた住宅に居住していますが、修習期間中も当該住宅に居住します（名義変更はしない）。 この場合、住居給付金は支給されますか。
		A	原則として、住居給付要件（自ら借受け）を具備していないことになりますが、事情によって例外的に支給される場合があります。例えば、低所得であることが原因で司法修習生自らの名義で借り受けることができず、かつ、父母等の借受名義人がその借受けに係る住宅に居住していない場合等は、住居給付要件（自ら借受け）を満たすものとして扱われます。 その場合、賃貸借契約書全頁の他に、疎明資料として「申述書（住居給付金）」及び「ご自身が家賃を負担していることを証する資料（例：通帳の写しや領収書等）」が必要となります。 同申述書の様式は、修習生用ポータルサイトからダウンロードできます。同申述書を記載し、通帳の写しや領収書等とともに届出入力フォームに添付して申請してください。

13	共同名義	Q	配偶者と共同名義で借り受けた住宅に居住していますが、住居給付金は支給されますか。
		A	司法修習生が主として生計を支えている場合には、支給されることがあります。また、賃貸借契約書全頁の他に、別途疎明資料を提出していただきます。詳細は、司法研修所総務課人事係に問い合わせてください。 ※ 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下同じ。
14	共同名義	Q	配偶者も司法修習生で、その配偶者と共同名義で借り受けた住宅に居住している場合、それぞれに住居給付金が支給されますか。
		A	どちらか一方の司法修習生（夫又は妻）のみが支給対象となります。
15	ルームシェア	Q	友人名義で賃借している住宅にルームシェアをしており、家賃を半分負担しています。この場合、住居給付金は支給されますか。
		A	住居給付要件（自ら借受け）を具備していないため、支給されません。
16	支給日等	Q	住居届を届出しましたが、住居給付金が支給されていません。どうしてですか。
		A	例えば、次の理由が考えられます。 ① 給付期間に対応する支給日が到来していない。 ※ 住居給付金の支給日は、基本給付金の支給日より1か月ずつ遅れて設定されています（3頁参照）。 ② 住居届の提出が要件具備日から7日を超えたことにより、支給の始期が直近の支給日ではなく、翌支給日以降となっている。 ※ 住居届の提出から支給日までは、最長で3か月程度の期間を要する場合があります（3頁及び8頁参照）。 ③ 企画第二課等に提出する「現住所届」・「住所変更届」、また経理課に提出する「移転届」等の提出と間違えている（7頁(注)(1)参照）。 ※ 住居給付金の受給には「 <u>住居届（給付金関係）</u> 」の届出が必要です。 ④ 賃貸借契約書全頁を添付して届出していない。 ※ 必要書類が整った後に、住居給付要件の確認及び認定を行いますので、当該書類が追完される時期によっては直近の支給日には支給されず、翌支給日以降に、複数回分がまとめて支給される場合があります。

◎移転給付金

1	届出期限	Q	移転届の届出が期限に間に合ったかどうかは、どのように判断されるのですか。
		A1	電子届出の場合、司法研修所事務局が指示する届出入力フォームに入力し送信が完了した日時で判断されます。 なお、届出期限を徒過した場合、原則として、移転給付金を支給することはできません。
		A2	やむを得ず郵送する場合は、 <u>消印ではなく、司法研修所に到着した日で判断されます。</u> 配達にかかる日数に注意し、余裕をもって発送してください。
2	届出期限	Q	移転届は、修習開始の日から7日（初日不算入）を経過した後に届出されたときは届出遅滞と定められていますが、具体的な期限を教えてください。
		A	移転を伴った各修習の開始の日から7日以内（初日不算入・7日目が土・日・祝日に当たるときは、その翌日まで延長される。）に移転届を届出する必要があります。開始の日が自由研究日であっても届出期限は変わりませんので、(1)頁の届出書類確認スケジュールや17頁の届出期限を必ず参照してください。
3	届出期限	Q	17頁(注)(2)にある「やむを得ず同日後に移転をした場合」とは、どのようなケースが該当しますか。
		A	それぞれの事案に応じて判断することになりますが、司法修習生が入院などのため修習開始の日までに転居できなかったケースなどが考えられます。 疑義がある場合は、司法研修所経理課経理係に問い合わせてください。
4	事前届出	Q	司法研修所で修習をしている間に、次の修習開始に伴う転居分の移転届を事前に届出しておきたいのですが、可能ですか。
		A	事前届出は認められません。移転届は、移転の実情を届け出るものですので、移転日以降に速やかに届出してください。
5	証明書類	Q	移転届に賃貸借契約書（写）等の証明書類を添付する必要はありますか。
		A	届出時に添付することは要しません。ただし、認定にあたり疑義が生じた場合には、別途疎明資料の提出を求めることがあります。 なお、賃貸借契約書（写）等を「 <u>住居届（給付金関係）</u> 」に添付した（する）場合は、移転届にその旨を記載してください。また、旧住所又は現住所が自宅等の場合は、その詳細（実家、親戚宅等）も必ず記載してください。
6	支給要件	Q	「修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められない場合」とは、どのようなケースですか。
		A	司法研修所又は実務修習地の地裁から遠ざかる移転、近距離の移転である在勤地内（司法研修所又は実務修習地の地裁からおおむね8キロメートル圏内）での移転、同一地域内（東京都特別区内、同一市町村内）での移転などが考えられます。 このような移転に該当するおそれがある場合には、事前に司法研修所経理課経理係に問い合わせてください。
7	ホテル等	Q	ホテルなどへの滞在は、移転給付金の支給対象となりますか。
		A	ホテルを生活の本拠としたと認め得る程度に長期間滞在した場合（各修習にかかる全期間滞在した場合など）は、認められる場合があります。その場合、宿泊証明書や領収書などの疎明資料の提出を求める場合があります。

8 同居	Q	司法修習生同士が同居している場合は、それぞれに移転給付金が支給されますか。
	A	それぞれから移転届が届出され、それぞれが支給要件を満たしていれば、それぞれに移転給付金が支給されます。

◎その他

1	振込口座の 名義変更	Q	婚姻により改姓しました。改姓に伴い、届け出た振込口座の名義（フリガナ）を変更したいのですが、どのような手続が必要ですか。
		A	振込口座の名義を <u>変更する前に必ず</u> 司法研修所経理課経理係に連絡してください。
2	所得税等	Q	所得税・住民税、健康保険及び年金の各手続について教えてください。
		A	個々の司法修習生の事情によって、具体的な手続の要否、時期や方法等が異なります。詳細は、18頁を参照してください。
3	扶養	Q	現在、親族に扶養されていますが、修習給付金を受給することにより、必要な手続はありますか。
		A	扶養者の勤務先等に問い合わせるなどして確認してください。 詳細は、19頁のその他(1)を参照してください。
4	支払通知書 等	Q	修習給付金が支払われたことがわかる書面はもらえますか。
		A	支払を通知する書面は発行していません。 詳細は、19頁のその他(2)を参照してください。

★ 原則、電子届出となります。

(やむを得ず郵送する場合は郵便追跡サービスを利用できる郵便物(簡易書留・特定記録郵便・レターパック等)で提出してください。)

●届出先

司法研修所総務課人事係(本館5階)
☎048-235-8971(直通)

《郵送の場合》

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

※ 届出期限は、要件を具備した日から7日以内(必着・初日不算入)。

期限後の届出は、支給の始期に影響するので、添付書類が整わないときは、先に住居届のみを期限内に届出するなどしてください。その際は、届の余白に書類は後日追完する旨を記載してください。

※ 添付書類の賃貸借契約書は約款、特約部分を含めた全頁の写しを添付してください。

年 月 日

司法研修所長 殿

第 期司法修習生

(組 番 修習地 :)

氏名

連絡先

住 居 届 (給付金関係: 新規)

住居給付要件を具備しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 賃貸住宅への入居日

年 月 日

2 賃貸借契約に関する事項

添付書類(賃貸借契約書の写し等)のとおり

3 賃貸住宅の所有者等(記載事項を確認の上、□に✓を付する。)

□ 次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

★ 原則、電子届出となります。

記載例

(やむを得ず郵送する場合は郵便追跡サービスを利用できる郵便物(簡易書留・特定記録郵便・レターパック等)で提出してください。)

令和〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第〇〇期司法修習生

氏名の記入を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡
可能な番号を記入する。

(〇〇組〇〇番 修習地: 〇〇〇)

氏名 司 法 太 郎

連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住 居 届 (給付金関係: 新規)

住居給付要件を具備しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則
第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 賃貸住宅への入居日

〇〇年〇〇月〇〇日

契約期間の始期ではなく、実際に入居した日
(生活の本拠とした日)を記入する。

2 賃貸借契約に関する事項

添付書類(賃貸借契約書の写し等)のとおり

賃貸借契約書が作成されていない場合は、賃貸人作成の「賃貸借契約証明書」及び「自身が家賃を負担していることを証する資料(例:通帳の写しや領収書等)」を提出する。
同証明書の様式については、司法修習生用ポータルサイトからダウンロードできる。

3 賃貸住宅の所有者等(記載事項を確認の上、□に✓を付する。)

☒ 次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

賃貸借契約書が手元に届いていない等のやむを得ない事情により賃貸借契約書(写)の提出が遅れるときは、後日、賃貸借契約書(写)を提出する旨を余白に記載する。

★ 原則、電子届出となります。

(やむを得ず郵送する場合は郵便追跡サービスを利用できる郵便物(簡易書留・特定記録郵便・レターパック等)で提出してください。)

●届出先

司法研修所総務課人事係(本館5階)
☎048-235-8971(直通)

《郵送の場合》

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

※要件喪失後、速やかに届出してください。

年 月 日

司法研修所長 殿

第 期司法修習生

(組 番 修習地 :)

氏名 _____

連絡先 _____

住 居 届 (給付金関係: 喪失)

住居給付要件を喪失しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 住居給付要件を喪失した日

年 月 日

2 喪失事由 (該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。)

☐ 賃貸住宅を退去した。

☐ その他 ()

★ 原則、電子届出となります。

記載例

(やむを得ず郵送する場合は郵便追跡サービスを利用できる郵便物(簡易書留・特定記録郵便・レターパック等)で提出してください。)

令和〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第〇〇期司法修習生

氏名の記入を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡
可能な番号を記入する。

(〇〇組〇〇番 修習地: 〇〇〇)

氏名 司 法 太 郎

連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住 居 届 (給付金関係: 喪失)

住居給付要件を喪失しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則
第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 住居給付要件を喪失した日

令和〇年〇〇月〇〇日

ex. 賃貸住宅を退去した日

2 喪失事由 (該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。)

☒ 賃貸住宅を退去した。

☐ その他 ()

その他の場合は、「家賃の支払い免除」等
具体的な事由を記載する。

★ 原則、電子届出となります。

(やむを得ず郵送する場合は郵便追跡サービスを利用できる郵便物(簡易書留・特定記録郵便・レターパック等)で提出してください。)

●届出先

司法研修所総務課人事係(本館5階)
☎048-235-8971(直通)

≪郵送の場合≫

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

※ 居住の実情の変更後、速やかに届出してください。

※ 添付書類の賃貸借契約書は約款、特約部分を含めた全頁の写しを添付してください。

年 月 日

司法研修所長 殿

第 期司法修習生

(組 番 修習地 :)

氏名 _____

連絡先 _____

住 居 届 (給付金関係: 変更)

居住の実情に変更が生じたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 居住の実情に変更が生じた日

年 月 日

2 変更事由 (該当する□に✓を付する。)

☐ 他の賃貸住宅に転居した。

なお、新たな賃貸借契約に関する事項は、添付書類(賃貸借契約書の写し等)のとおりであり、当該住宅は、次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

☐ 導入修習又は集合修習に伴い、自宅等に転居した。

なお、導入修習又は集合修習の終了後は、元の賃貸住宅に戻る予定である。

★ 原則、電子届出となります。

記載例

(やむを得ず郵送する場合は郵便追跡サービスを利用できる郵便物(簡易書留・特定記録郵便・レターパック等)で提出してください。)

令和〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第〇〇期司法修習生

氏名の記入を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡
可能な番号を記入する。

(〇〇組〇〇番 修習地: 〇〇〇)

氏名 司 法 太 郎

連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住 居 届 (給付金関係: 変更)

居住の実情に変更が生じたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第5条の規定に基づき届け出ます。

なお、居住の実情について、下記のとおり申述します。

記

- 1 居住の実情に変更が生じた日

令和〇年〇〇月〇〇日

ex. 転居日

なお書き以下についても必ず確認する。

- 2 変更事由 (該当する□に✓を付する。)

☒ 他の賃貸住宅に転居した。

なお、新たな賃貸借契約に関する事項は、添付書類 (賃貸借契約書の写し等) のとおりであり、当該住宅は、次に掲げる住宅に該当しない。

(1) 配偶者、父母又は配偶者の父母が所有する住宅

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母が借り受け、居住している住宅

賃貸借契約書が作成されていない場合は、賃貸人作成の「賃貸借契約証明書」及び「自身が家賃を負担していることを証する資料 (例: 通帳の写しや領収書等)」を提出する。
同証明書の様式については、司法修習生用ポータルサイトからダウンロードできる。

☐ 導入修習又は集合修習に伴い、自宅等に転居した。

なお、導入修習又は集合修習の終了後は、元の賃貸住宅に戻る予定である。

元の賃貸住宅に戻らない場合は「変更」ではなく「喪失」の届出が必要。

「自宅等」とは、司法修習生が所有する住宅、無償住宅又は配偶者等住宅をいう。(規則4条3項4号、5号)

★ 原則、電子届出となります。

やむを得ず郵送する場合は郵便追跡サービスを利用できる郵便物（簡易書留・特定記録郵便・レターパック等）で提出してください。

●届出先

司法研修所経理課経理係（本館1階）
☎048-235-8973（直通）

《郵送の場合》

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

※ 届出期限は、各修習の開始の日から7日以内（初日不算入・必着）。期限後に届出された場合、原則として、支給できません。

年 月 日

司法研修所長 殿

第 期司法修習生

（ 組 番 修習地： ）

氏名

連絡先

移 転 届（給付金関係）

修習（☐導入修習 ☐分野別実務修習 ☐集合修習 ☐選択型実務修習）に伴い住所（又は居所）を移転しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第11条の規定に基づき届け出ます。

なお、移転の実情について、下記のとおり申述します。

記

1 旧住所

☐自宅等 ☐賃貸住宅 ☐司法研修所の寮

（ ）

2 現住所

☐自宅等 ☐賃貸住宅 ☐司法研修所の寮

（ ）

（移転日 年 月 日）

3 証明する書類

☐ 旧住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届（給付金関係）」に添付し提出（済み・予定）

☐ 現住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届（給付金関係）」に添付し提出（済み・予定）

※ 該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。

※ 自宅等に該当する場合、実家、親戚宅、本人所有など詳細を（ ）に記載する。

※ 司法研修所の寮に該当する場合、寮名・棟・部屋番号を住所欄に記載する。

★ 原則、電子届出となります。

記載例

(やむを得ず郵送する場合は郵便追跡サービスを利用できる郵便物(簡易書留・特定記録郵便・レターパック等)で提出してください。)

〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第〇〇期司法修習生

氏名の記入を忘れずに。
連絡先は、日中確実に連絡可能な番号を記入する。

(〇〇組〇〇番 修習地: 〇〇〇)

氏名 司 法 太 郎

連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

移 転 届 (給付金関係)

修習(□導入修習 ☒分野別実務修習 □集合修習 □選択型実務修習)に伴い住所(又は居所)を移転しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第11条の規定に基づき届け出ます。

なお、移転の実情について、下記のとおり申述します。

- 1 旧住所 ^記「自宅等」には、実家、親戚宅など無償住宅一般を含む。
- ☒自宅等 □賃貸住宅 □司法研修所の寮
- さいたま市〇〇区××町6-7-8 (親戚宅)
- 2 現住所
- 自宅等 ☒賃貸住宅 □司法研修所の寮
- 大阪市××区〇〇町1-2-3-4 0 5 ()
- (移転日 〇〇年〇〇月〇〇日)

3 証明する書類

- 旧住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届(給付金関係)」に添付し提出(済み・予定)
- ☒ 現住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届(給付金関係)」に添付し提出(済み・予定)

移転届に「証明する書類」の添付は原則不要。
住居届に添付した場合は、該当する口に✓を付し、(済み・予定)のいずれかに○をする。

※ 該当する口に✓を付し、必要事項を記載する。

※ 自宅等に該当する場合、実家、親戚宅、本人所有など詳細を()に記載する。

※ 司法研修所の寮に該当する場合、寮名・棟・部屋番号を住所欄に記載する。

裁判所法（抄）

昭和22年4月16日法律第59号

第六十七条の二（修習給付金の支給）司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

- ② 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。
- ③ 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。
- ④ 住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。
- ⑤ 移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。
- ⑥ 前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

平成29年8月4日最高裁判所規則第3号

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則を次のように定める。

司法修習生の修習給付金の給付に関する規則

（基本給付金及び住居給付金の支給）

第一条 基本給付金（裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号。以下「法」という。）第六十七条の二第二項に規定する基本給付金をいう。以下同じ。）及び住居給付金（同項に規定する住居給付金をいう。以下同じ。）は、給付期間（同条第一項に規定する修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間（以下「通常修習期間」という。）をその開始の日（以下「開始日」という。）又は各月において開始日に応当する通常修習期間内の日（開始日に応当する日がない月においては、その月の末日）から各翌月の開始日に応当する日（開始日に応当する日がない月においては、その月の末日）の前日（当該前日が通常修習期間内でないときは、通常修習期間の末日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）ごとに支給する。

(基本給付金の額)

第二条 基本給付金の額は、一の給付期間につき十三万五千円とする。ただし、通常修習期間の末日の属する給付期間の基本給付金の額は、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に相当する日（開始日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下同じ。）の前日までの期間を加えた期間の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

2 次の各号に掲げる期間を含む給付期間の基本給付金の額は、当該給付期間（通常修習期間の末日の属する給付期間の場合にあつては、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に相当する日の前日までの期間を加えた期間）の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

一 司法修習生としての身分を保有しない期間（給付期間の中途において法第六十八条第一項若しくは第二項の規定により罷免された場合における罷免された日の翌日から当該給付期間の末日までの期間又は給付期間の中途において再び採用された場合における当該給付期間の初日から再び採用された日の前日までの期間をいう。第四条第三項第一号において同じ。）

二 法第六十八条第二項の規定により修習の停止を命じられた期間（第四条第三項第二号において「修習停止期間」という。）

3 司法修習生が死亡したときは、その死亡した日の属する給付期間まで基本給付金を支給し、当該給付期間の基本給付金の額は、前二項の規定の例による額とする。

(基本給付金の支給の方法)

第三条 基本給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

(住居給付金の額等)

第四条 法第六十七条の二第四項に規定する最高裁判所が定める場合は、司法修習生の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び最高裁判所がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を司法修習生が借り受けて当該住宅に居住している場合とする。

2 住居給付金の額は、一の給付期間につき三万五千円とする。ただし、通常修習期間の末日の属する給付期間の住居給付金の額は、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に相当する日の前日までの期間を加えた期間の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

3 次の各号に掲げる期間を含む給付期間の住居給付金の額は、当該給付期間（通常修習期間の末日の属する給付期間の場合にあつては、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に相当する日の前日までの期間を加えた期間）の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

一 司法修習生としての身分を保有しない期間

二 修習停止期間（次号から第六号までに掲げる期間に該当する期間を除く。）

三 司法研修所において修習するために住所又は居所の移転をした司法修習生（次号及び第五号において「移転者」という。）が最高裁判所が設けた寮又はこれに相当する施設として最高裁判所が定める施設に居住した期間

四 移転者が無償で提供される住宅又はこれに相当する住宅に居住した期間

五 移転者が第一項に規定する住宅に居住した期間

六 前三号の期間に準ずる期間として最高裁判所が定める期間

4 司法修習生が死亡したときは、その死亡した日の属する給付期間まで住居給付金を支給し、当該給付期間の住居給付金の額は、前二項の規定の例による額とする。

(住居給付金に係る届出)

第五条 法第六十七条の二第四項に規定する住居給付金の支給に関する要件（以下「住居給付要件」という。）を具備するに至った司法修習生は、住居給付要件を具備していることを証明する書類を添付して、最高裁判所の定める様式により、その居住の実情を速やかに最高裁判所に届け出なければならない。住居給付金の支給を受けている司法修習生の居住の実情に変更があった場合についても、同様とする。

(住居給付金に係る確認及び認定)

第六条 最高裁判所は、司法修習生から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その司法修習生が住居給付要件を具備するときは、その司法修習生に住居給付金を支給すべきことを認定しなければならない。

(住居給付金の支給の始期及び終期)

第七条 住居給付金の支給は、司法修習生が住居給付要件を具備するに至った日（以下この項において「要件具備日」という。）の属する給付期間の次の給付期間（要件具備日が給付期間の初日であるときは、要件具備日の属する給付期間）から開始し、司法修習生が住居給付要件を欠くに至った日の属する給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間の前の給付期間）をもって終わる。ただし、住居給付金の支給の開始については、第五条の規定による届出がこれに係る要件具備日から七日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間）から行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、司法修習生が、司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）第七条第一項の規定に基づき司法研修所長が地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して行わしめる修習の開始に伴い当該修習の開始の日として最高裁判所が定める日（以下この項において「実務修習開始日」という。）の前日までに新たに住居給付要件を具備し、かつ、第五条の規定による届出を実務修習開始日から七日以内にしたときは、当該実務修習開始日の属する給付期間から住居給付金の支給を開始する。

(住居給付金の支給の方法)

第八条 住居給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

(住居給付要件の事後の確認)

第九条 最高裁判所は、現に住居給付金の支給を受けている司法修習生が住居給付要件を具備しているかどうかを随時確認するものとする。

(移転給付金の額)

第十条 移転給付金（法第六十七条の二第二項に規定する移転給付金をいう。以下同じ。）の額は、最高裁判所の定める路程に応じた別表の定額による額とする。

(移転給付金に係る届出)

第十一条 法第六十七条の二第五項に規定する移転給付金の支給に関する要件（以下この条及び次条において「移転給付要件」という。）を具備するに至った司法修習生は、移転給付要件を具備していることを証明する書類を添付して、最高裁判所の定める様式により、その移転の実情を速やかに最高裁判所に届け出なければならない。

(移転給付金に係る確認及び認定)

第十二条 最高裁判所は、司法修習生から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る

事実を確認し、その司法修習生が移転給付要件を具備するときは、その司法修習生に移転給付金を支給すべきことを認定しなければならない。ただし、その届出が、住所又は居所の移転をする原因となった修習の開始の日（やむを得ず同日後に移転をした場合にあっては、当該移転をした日）から七日を経過した後にされたときは、この限りでない。

（移転給付金の支給の方法）

第十三条 移転給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

（補則）

第十四条 この規則に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の規定は、この規則の施行後に採用された司法修習生について適用し、この規則の施行前に採用された司法修習生については、適用しない。

別表（第十条関係）

区 分	額
鉄道五十キロメートル未満	四六、五〇〇円
鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	五三、五〇〇円
鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	六六、〇〇〇円
鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	八一、五〇〇円
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	一〇八、〇〇〇円
鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	一一三、五〇〇円
鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	一二一、五〇〇円
鉄道二千キロメートル以上	一四一、〇〇〇円

備 考

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもって鉄道一キロメートルとみなす。